

令和 7 年度

総 会 資 料



令和 7 年 5 月 1 6 日（金）

さいたま市立大砂土小学校 P T A

総 会 次 第

1. 日 時 令和7年5月16日（金）
午前9時30分～10時00分
2. 会 場 大砂土小学校 なかよしホール
3. 総会次第
 - 1) 開会
 - 2) 会長あいさつ
 - 3) 校長あいさつ
 - 4) 議長選出
 - 5) 議題
 - (1) 令和6年度事業報告
 - (2) 令和6年度決算報告
 - (3) 会計監査報告
 - (4) 会則改定（案）審議
 - (5) 会則（細則）改訂（案）審議
 - (6) PTA活動の変更（案）審議
 - (7) 新役員の承認
 - (8) 新役員あいさつ
 - (9) 令和7年度事業計画（案）審議
 - (10) 令和7年度予算（案）審議
 - (11) その他
 - 6) 議長解任
 - 7) 閉会

令和6年度事業報告

	本部	
4月	北区 臨時会長会 出席 本校入学式 出席 植竹中学校入学式 来賓参加 市P協 常任理事会 出席 市P協 広報誌コンクール審査 出席	学級委員 選出 会計期末監査会議 出席 市P協 理事会 出席 北区連 新旧会長会 出席
5月	広報部第1回部会 出席 総務部第1回部会 出席 けやきの森まつり部第1回部会 出席 市P協 常任理事会 出席	市P協 新旧理事会 出席 いじめ防止委員会 出席 学校運営協議会 出席
6月	大砂土地区社会福祉協議会 出席 北区連 協議会 出席 PTA会費 集金 植竹中四校交流会(歓送迎会) 出席	市P協 総会 出席 防犯ボランティア連絡会議 出席 スクールサポートネットワーク協議会 出席
7月	土呂中学校区連絡協議会 出席	市PTA理事会 出席
8月	ストップいじめサミット 出席	北区連 竹串作り 出席
9月	第1回学校保健委員会 出席	
10月	給食試食会 開催 北区連 会長会 出席 がくとま! 手伝い 監査押印 出席	第1回推薦委員会 出席 市P協主催 教育委員会との交流会 出席 ベルマーク仕分け・集計 手伝い
11月	けやきの森まつり 手伝い 北区民まつり 出店手伝い 子育て支援講演会 出席 薬物乱用防止講演 出席 就学時健診 手伝い	会計中間監査会議 出席 学校運営協議会 出席 いじめ防止対策委員会 出席 北区連 会長副会長会 出席
12月	北区連 校長会長会 出席	情報共有アプリ説明会 出席
1月	植竹中学校四校交流会 出席 PTA臨時総会 開催および出席 給食試食週間記念行事 出席	市P協 主催「補償制度説明会」 出席 給食物資選定委員会 出席 第2回学校保健委員会 出席
2月	北区連 第2回正副会長会 出席 北区連 会長会 出席 新入学予定児童保護者説明会 出席	学校運営協議会 出席 防犯ボランティアさん感謝の会 出席 防犯ボランティア会議 出席
3月	北区新春のつどい監査・実行委員会 出席 環境交通部第1回部会 出席	本校卒業証書授与式 出席
	* 第1回～第6回役員会 開催 (5月・7月・9月・11月・1月・3月)	

市P協・・・さいたま市PTA協議会

北区連・・・さいたま市PTA協議会北区連合会

令和6年度事業報告

	環境交通部	総務部
4月	各種お知らせ 配布 第2回部会 開催 資源回収のお知らせ 配布 資源回収集積所への挨拶 実施	
5月	旗振り当番表の作成・配布 防犯・安全パトロール情報作成・配布	第1回部会 開催 正副部長・ベル長 選出
6月	第1回防犯ボランティア会議 出席 スクールサポートネットワーク協議会 出席	PTA会費集金 お手伝い クラスカーテン洗濯募集 準備 スクールサポートネットワーク協議会 出席 クラスカーテン洗濯ボランティア 募集 クラスカーテン洗濯ボランティア名簿 作成
7月	北区防犯デー 出席	
8月	防犯パトロール巡回表 回収	
9月	旗振り当番表の作成・配布	第1回学校保健委員会 出席 「ベルマーク回収について」手紙 配布
10月		給食試食会 出席 ベルマーク回収 実施 ベルマーク仕分け作業
11月	第3回部会 開催	第2回部会 開催 ベルマーク集計作業・特別教室カーテン洗濯準備 ベルマーク・カートリッジ発送
12月	新年度環境交通部員選出のお願い 作成・配布 旗振り当番表 作成・配布 防犯パトロール巡回表 回収 防犯・安全パトロール情報作成・配布	カートリッジ発送 特別教室カーテン 引き渡し ベルマーク購入品の発注
1月	学校安全ネットワークボランティア研修会 出席 北区防犯講習会 出席	特別教室カーテン 返却 第2回学校保健委員会 出席 ベルマーク発送
2月	第2回防犯ボランティア連絡会議 出席 第4回部会 開催 新年度登校班名簿の作成	
3月	旗振り当番表の作成・配布 防犯パトロール巡回表 回収	
	* 資源回収 毎月 第2水曜日に実施(8月は除く) * 登校班名簿の管理・情報伝達・修正 随時	* ベルマーク仕分け・集計作業 随時

令和6年度事業報告

	広報部	けやきの森まつり部
4月		
5月	第1回部会 開催 正副部長・班長 選出 1班企画会議	第1回部会 開催 正副部長 選出
6月	1班「大砂土422号」入稿 2班企画会議	第2回部会 開催 活動班の班分けおよび正副班長の選出 各外部団体への挨拶 スクールサポートネットワーク協議会 出席
7月	「大砂土422号」発行	「けやきの森まつり」開催案内 配布
8月		
9月		「けやきの森まつり」プログラム入稿
		第3回部会 開催
10月	3班「大砂土424号」企画会議 2班「大砂土423号」入稿	第4回部会 開催 「けやきの森まつり」開催案内、プログラム配布 第5回部会 開催
11月	2班校正作業	会場準備 けやきの森まつり 開催 第6回部会 開催
12月	「大砂土423号」発行	
1月	取材班 企画会議 開催 「大砂土424号」入稿	
2月		
3月	「大砂土424号」発行	
	*取材・撮影 随時 *編集・校正作業 随時	*各班まつり準備 随時

各部共通
PTA総会 出席 運営委員会 出席(5月・7月・9月・11月・1月・3月) 予算委員会 出席(3月)

令和6年度大砂土小学校PTA歳入歳出決算書

収入の部

(単位：円)

	本年度予算額	本年度決算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	3,444,000	3,402,000	△ 42,000	
1. 一般会費	3,444,000	3,402,000	△ 42,000	3,000×(1,070+64) (P+T)
2. 補助金	30,000	0	△ 30,000	
3. 雑収入	50	85,536	85,486	
1. 雑 入	0	82,800	82,800	がくとま参加費、給食試食会残金
2. 利 息	50	2,736	2,686	
4. 繰越金	4,139,603	4,139,603	0	
合 計	7,613,653	7,627,139	13,486	

支出の部

	本年度予算額	本年度決算額	残高(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,190,000	1,722,263	467,737	
1. P T A 運営費	1,660,000	1,373,790	286,210	
(1) 旅費	30,000	5,594	24,406	北区連、講演会等交通費、駐車場代等
(2) 慶弔費	90,000	20,000	70,000	見舞
(3) 需用費	550,000	560,524	△ 10,524	エアコン修繕作業費、コピー機修理代、消耗品、印刷用紙、コピー機リース代等
(4) 渉外費	180,000	86,434	93,566	植竹中学校区四校連絡協議会、さいたま市PTA協議会北区連合会会長副会長会費等
(5) 分担金	90,000	81,115	8,885	さいたま市P T A協議会会費
(6) 活動保険費	120,000	110,721	9,279	P T A活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	509,402	90,598	卒業記念品、紅白饅頭、進級祝等
2. P T A 活動費	530,000	348,473	181,527	
(1) 総務部費	70,000	6,911	63,089	ベルマーク発送料、カーテン洗濯作業費、消耗品等
(2) 保健教養部費	0	0	0	
(3) 広報部費	400,000	319,057	80,943	広報誌印刷代、広報誌発送料、消耗品等
(4) けやきの森まつり部費	25,000	2,299	22,701	USB、ファイル等
(5) 環境交通部費	35,000	20,206	14,794	名簿配布用封筒、学校安全ネットワークボランティア研修会交通費、消耗品等
2. 学校関係費	930,000	412,203	517,797	
1. 学校総務費	380,000	133,143	246,857	
(1) 需用費	300,000	116,751	183,249	保健衛生費、AEDリース代
(2) 渉外費	80,000	16,392	63,608	来賓用お茶代等
2. 児童活動費	180,000	128,225	51,775	離任式花束代、小中合同音楽会バス代等
3. 学校行事費	170,000	0	170,000	
4. 学校ボランティア費	200,000	150,835	49,165	図書、防犯、おやじの会、がくとま関連費等
3. 什器備品費	100,000	0	100,000	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	4,093,653	0	4,093,653	
合 計	7,613,653	2,434,466	5,179,187	

(収入合計)(支出合計)(差引残高)

7,627,139 - 2,434,466 = 5,192,673

差引残高 5,192,673円は次年度へ繰り越します。

内訳 預金 5,192,673円

上記のとおり報告します。

令和7年3月31日

大砂土小学校PTA会長

会計監査の結果、適正であることを認めます。

令和7年4月21日

会計監査



令和6年度決算報告書 《 特 別 会 計 》

(単位:円)

【令和6年度 ベルマーク決算報告書】

(収入総額)	536,678	(支出総額)	387,495
内訳 前年度繰越金	291,364	内訳 かんたんテント3(240cm×480cm)	151,000
ウェブベルマーク	1,539	消費税	13,590
令和6年度第1回	126,190	かんたんテント3(240cm×240cm)	93,000
令和6年度第2回	626	消費税	8,370
令和6年度第3回	372	ボールかご1個	60,000
令和6年度第4回	116,587	消費税	5,400
		ワイヤレスマイク1本	51,500
		消費税	4,635
		差引残高	149,183

差引残高 149,183円は、次年度へ繰り越します。

【令和6年度 資源回収決算報告書】

(収入総額)	1,430,797	(支出総額)	45,925
内訳 前年度繰越金	1,304,100	内訳 新入生用ストラップ付ホイッスル	45,925
売却収入	0		
市補助金	126,100		
預金利息	597		
		差引残高	1,384,872

差引残高 1,384,872円は、次年度へ繰り越します。

【令和6年度 けやきの森まつり決算報告書】

(収入総額)	1,281,870	(支出総額)	78,427
内訳 前年度繰越金	1,272,405	内訳 工作	11,602
工作売上金	8,900	ゲーム	950
預金利息	565	雑費	65,875
		差引残高	1,203,443

差引残高 1,203,443円は、次年度へ繰り越します。

【令和6年度 創立150周年記念事業決算報告書】

(収入総額)	494,717	(支出総額)	0
内訳 前年度繰越金	194,497	内訳	0
PTA費からの積立金	300,000		
預金利息	220		
		差引残高	494,717

差引残高 494,717円は、次年度へ繰り越します。

【令和6年度 給食試食会決算報告書】

(収入総額)	15,300	(支出総額)	15,300
内訳 給食試食会費用(300円×50名)	15,300	内訳 除菌ウェットティッシュ	450
		学校給食費	14,550
		当日徴収分PTA費へ	300
		差引残高	0

上記のとおり報告します。

令和7年 3月31日

さいたま市立大砂土小学校PTA会長

監査の結果、上記のとおり相違ないことを認めます。

令和7年 4月21日

さいたま市立大砂土小学校PTA会計監査



会則の改定（案）に関する新旧対照表

1) 会員について

（新）但し、役員は児童の卒業後の総会をもって退会とします。

理由：本部役員の任期が総会までの為。

2) 会計について

（旧）会員の会費は、3,000円(前期一括納入)とします。

（新）会員(教職員を除く)の会費は、3,000円とします。

理由：教職員と保護者それぞれの役割を尊重し、より円滑な活動を目指す為。

なお、PTA活動へのサポートはこれまで通りお願いする。

新	旧	備考
第 2 章 会 員 (会 員) 第 4 条 本会の会員となることができる者は、次の通りです。 1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。 2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。 3. 本会の退会は、下記の通りとします。 ①自動退会 児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。 <u>但し、役員は児童の卒業後の総会をもって退会とします。</u> ②任意退会 自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します。 第 5 章 会 計 (会費) 第 1 6 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてます。 <u>会員(教職員を除く)の会費は3,000円とします。</u> 臨時会費は、総会の議決を経て徴収することができます。	第 2 章 会 員 (会 員) 第 4 条 本会の会員となることができる者は、次の通りです。 1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。 2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。 3. 本会の退会は、下記の通りとします。 ①自動退会 児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。 ②任意退会 自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します 第 5 章 会 計 第 1 6 条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてます。 <u>会員の会費は3,000円(前期一括納入)とします。</u> 臨時会費は、総会の議決を経て徴収することができます。	(追加) (変更)

会則（細則）の改定(案)に関する新旧対照表

1) 教職員の慶弔について

(旧) 1. 弔の部 会員 5, 0 0 0 円
 2. 見舞いの部 児童、教職員が疾病で1ヵ月以上休んだとき 5, 0 0 0 円

(新) 1. 弔の部 会員(教職員を除く) 5, 0 0 0 円
 2. 見舞いの部 児童が疾病で1ヵ月以上休んだとき 5, 0 0 0 円

理由：教職員の会費納入が無い為。

2) 通信費について

(新) 本会役員(教職員は除く)、環境交通部正副部長については、1, 0 0 0 円支給するものとします。

理由：学校および業者との電話連絡の際の個人負担を軽減する為。

新		旧	備考
慶弔に関する細則		慶弔に関する細則	
第1条	大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次の通り定めます。 1. 弔の部 児童 5, 0 0 0 円 <u>会員(教職員を除く)</u> <u>5, 0 0 0 円</u> 2. 見舞いの部 <u>児童</u> が疾病で1ヶ月以上休んだとき 5, 0 0 0 円 《以下略》	第1条 大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次の通り定めます。 1. 弔の部 児童 5, 0 0 0 円 <u>会員 5, 0 0 0 円</u> 2. 見舞いの部 <u>児童、教職員</u> が疾病で1ヶ月以上休んだとき 5, 0 0 0 円 《以下略》	(変更) (変更)
通信費に関する細則			(追加)
<u>通信費については下記基準により支給することができます。</u>			
第1条	<u>1. 本会役員(教職員を除く)、環境交通部正副部長については、1, 0 0 0 円支給するものとします。</u> <u>2. 通信費の支給については、現金支給とします。</u>		

P T A活動の変更（案）

1) カーテンチーム活動休止

理由:令和7年度は、チーム員が定員に満たなかった為。

2) 広報チーム活動休止

理由:令和7年度は、チーム員が定員に満たなかった為。

※現在作業中の令和7年度第一号については、前部長ご協力のもと発行予定です。

令和7年度事業計画(案)

本部	総会開催 役員会開催 運営委員会開催 運営委員会だより発行、配信 会計事務	他校PTAとの連絡 市P協への参加、協力 学校行事への協力 四校連絡協議会開催、出席 情報共有アプリの導入、推進
けやきの森まつりチーム	チーム会開催 企画会議開催 けやきの森まつり開催	
広報チーム	広報誌「大砂土」発行、配信 ※定員に満たなかった為、令和7年度は活動休止 現在作業中の令和7年度第一号については、前部長 ご協力のもと発行予定	
ベルマーク集計チーム	チーム会開催 ベルマーク作業	
カーテン洗濯チーム	※定員に満たなかった為、令和7年度は活動休止	
給食試食会チーム	チーム会開催 給食試食会開催	
環境交通部	部会開催 登校班編成、名簿管理 防犯パトロールの管理、運営	旗振りの管理 資源回収の管理、運営

学校行事	入学式 授業参観、懇談会 個人面談 避難訓練 自然の教室 修学旅行 校外学習 町たんけん	運動会 学校公開校内硬筆展 校内書きぞめ展 6年生を送る会 防犯ボランティア感謝の会 卒業証書授与式
学校ボランティア	図書ボランティア ミシン学習ボランティア	防犯ボランティア おやじの会

令和7年度大砂土小学校PTA歳入歳出予算書(案)

収入の部

(単位：円)

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. 会 費	3,444,000	2,250,000	△ 1,194,000	
1. 一般会費	3,444,000	2,250,000	△ 1,194,000	3,000×750(P) R7.4現在
2. 補助金	30,000	30,000	0	さいたま市地域防犯活動事業助成金
3. 雑収入	50	350	300	
1. 雑 入	0	0	0	
2. 利 息	50	350	300	
4. 繰越金	4,139,603	5,192,673	1,053,070	
合 計	7,613,653	7,473,023	△ 140,630	

支出の部

	前年度予算額	本年度予算額	増減(減△)	摘 要
1. P T A 費	2,190,000	2,345,000	155,000	
1. P T A 運営費	1,660,000	1,860,000	200,000	
(1) 旅費	30,000	30,000	0	北区連、講演会等交通費、駐車場代等
(2) 慶弔費	90,000	90,000	0	慶弔、見舞等
(3) 需用費	550,000	800,000	250,000	情報共有アプリ代、エアコンドレンホース修繕代、コピー機リース代、消耗品等
(4) 渉外費	180,000	150,000	△ 30,000	校長会会費、交流会準備費等
(5) 分担金	90,000	70,000	△ 20,000	さいたま市 P T A 協議会北区連合会会費等
(6) 活動保険費	120,000	120,000	0	P T A 活動総合補償制度
(7) 児童報奨金	600,000	600,000	0	卒業記念品、紅白饅頭、進級祝等
2. P T A 活動費	530,000	485,000	△ 45,000	
総務部費	70,000	0	△ 70,000	R7年度からの組織変更によりR7年度予算なし
保健教養部費	0	0	0	R7年度からの組織変更によりR7年度予算なし
広報部費	400,000	0	△ 400,000	R7年度からの組織変更によりR7年度予算なし
けやきの森まつり部費	25,000	0	△ 25,000	R7年度からの組織変更によりR7年度予算なし
(1) ベルマーク集計チーム費	0	15,000	15,000	ベルマーク送料、ベルマーク作業用品代、消耗品等
(2) カーテン洗濯チーム費	0	10,000	10,000	カーテン洗濯作業費、消耗品等
(3) 広報チーム費	0	400,000	400,000	広報誌印刷代、広報誌送料、消耗品等
(4) けやきの森まつりチーム費	0	25,000	25,000	活動備品、消耗品等
(5) 給食試食会チーム費	0	5,000	5,000	消耗品等
(6) 環境交通部費	35,000	30,000	△ 5,000	名簿配布用封筒、消耗品等
2. 学校関係費	930,000	930,000	0	
1. 学校総務費	380,000	330,000	△ 50,000	
(1) 需用費	300,000	250,000	△ 50,000	AEDリース代、保健衛生費、教材費振込手数料等
(2) 渉外費	80,000	80,000	0	校長会会費、来賓用お茶代等
2. 児童活動費	180,000	200,000	20,000	離任式花束代、小中合同音楽会バス代等
3. 学校行事費	170,000	200,000	30,000	講演会費等
4. 学校ボランティア費	200,000	200,000	0	図書、防犯、おやじの会、ボランティア保険等
3. 什器備品費	100,000	30,000	△ 70,000	
4. 周年記念事業準備金	300,000	300,000	0	周年事業準備金として積立
5. 予備費	4,093,653	3,868,023	△ 225,630	
合 計	7,613,653	7,473,023	△ 140,630	

大砂土小学校PTA会則（案）

第 1 章 総 則

（名 称）

第1条 本会はさいたま市立大砂土小学校PTAといい、事務所を大砂土小学校（さいたま市北区本郷町1番地）に置きます。

（目 的）

第2条 本会は、大砂土小学校児童の福祉を増進し、民主教育の充実振興に寄与するとともに学校と家庭、並びに社会との連携を緊密にし、併せて会員相互の親睦を図ることを目的とします。

（事 業）

第3条

1. 児童の福祉増進に関する事業
2. 児童の教育的生活環境の増進に関する事業
3. 会員の研修と親睦に関する事業
4. 学校と家庭との連絡を緊密にする事業
5. その他、本会の目的達成に必要な事業

第 2 章 会 員

（会 員）

第4条 本会の会員となることができる者は、次の通りです。

1. 本校に在籍する児童の父母(またはこれに準ずるもの)と教職員とします。
2. 本会の入会は、所定の入会届を提出し、一回の提出で在校中は有効とします。
3. 本会の退会は、下記の通りとします。
 - ①自動退会
児童の転居、卒業または勤務校の異動、退職により会員資格を失う者は、会員資格の消滅をもって退会とします。退会届の提出は必要ありません。但し、役員は児童の卒業後の総会をもって退会とします。
 - ②任意退会
自由意思によって退会する者は、所定の退会届を提出します。

第5条 本会の事業達成のため特別の賛助をしたものを特別会員とすることができます。

第 3 章 役員及び委員

（役員及び委員）

第6条 本会に次の役員及び委員を置きます。

1. 役員
 - ①会長1名
 - ②副会長若干名（2名は教頭とする）
 - ③書記3名（1名は教職員とする）
 - ④会計4名（2名は教頭とする）
 - ⑤会計監査2名
 - ⑥参与1名（校長とする）

2. 委員

- ①運営チームメンバー
- ②環境交通部員
- ③教職員

（役員及び委員の選出）

第7条 役員及び委員の選出は、次の通り行います。

1. 役員
会長、副会長、書記、会計、会計監査の五役は、毎年推薦委員会において推薦し、総会の議を経て就任します。
2. 委員
 - (1) 運営チームメンバーは、立候補とします。
 - (2) 運営チーム正副リーダーはチーム会において、運営チームメンバーの中から互選により選出します。

- (3) 教職員は教職員中より選出する若干名をもってこれにあてます。
 - (4) 環境交通部員は、役員、運営チームメンバーを除く保護者の中から各地区ごとに選出します。
 - (5) 部長及び副部長は、部会において部員の中から互選により選出します。
3. 推薦委員会の構成その他は別に細則で定めます。

(任 務)

第8条

役員及び委員は、次の任務を有します。

- 1. 会長は本会を代表し、会務を総括します。
- 2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは代理します。
- 3. 書記は、本会の事務に従事します。
- 4. 会計は、本会の会計事務に従事します。
- 5. 会計監査は会計を監査し、その結果を総会に報告します。
- 6. 運営チームリーダーは、チーム会を開催し、各チームの事業を計画するとともに執行にあたります。
- 7. 副リーダーはリーダーを補佐し、リーダーに事故あるときは代理します。
- 8. 運営チームメンバー及び教職員は、各チームに所属し、その活動に従事します。
- 9. 環境交通部員は、地区活動に従事するとともに、その地区を統括します。

(参 与)

第9条

参与は、各会議に出席し意見を述べることができます。

(任 期)

第10条

役員及び委員の任期は1年とし、再任は妨げないものとします。役員及び環境交通部員に欠員が生じたときは、直ちに補充するものとします。その任期は前任者の残任期間とします。

第 4 章 機 関

(機 関)

第11条

本会に次の機関を置きます。

- ① 総会
- ② 運営委員会
- ③ チーム会・部会

(総 会)

第12条

- 1. 総会は本会の最高決議機関であって、会長が主催し毎年度初めに開催します。会員の過半数（委任状も含む）の出席をもって成立し、次の事項を審議決定します。
 - (1) 予算及び決算
 - (2) 役員の承認
 - (3) 会則の改廃及び会則に基づく細則等の制定、改廃に関すること
 - (4) 事業計画及び会務報告
 - (5) その他運営上重要な事項
- 2. 臨時総会は、次のいずれかの事項に関し開催することができます
 - (1) 会員の1／10以上の要求があったとき
 - (2) 運営委員会の委員の過半数が必要と認めたとき
- 3. 総会の議決は、出席者の過半数により決定します。
- 4. 総会の議長は、役員以外の出席会員の中から選出します。

(運営委員会)

第13条

運営委員会は、本会の執行機関であって、役員（会計監査を除く）、正副リーダー、正副部長をもって構成します。

運営委員会は、会長が必要と認めたときに随時開催し、次のことを行います。

- 1. 総会に基づく会務の処理
- 2. 事業計画及び予算決算の立案
- 3. 各チームの計画及び執行状況の検討
- 4. 緊急事項の処理に関すること
- 5. 会の資産の管理
- 6. その他の会務運営に必要な事項

(チーム会・部会)

第14条 本会の事業を行うため、次の運営チーム及び部を置くことができ、各運営チーム及び部の構成と事業は次の通りとします。

1. 構成

運営チームメンバーは、けやきの森まつりチーム、広報チーム、ベルマーク集計チーム、カーテン洗濯チーム、給食試食会チームの各運営チームに所属します。但し、環境交通部の委員は、各地区より選出された委員が所属します。

2. 事業

(1) けやきの森まつりチーム

①けやきの森まつりに関すること

(2) 広報チーム

①会報の発行に関すること

②その他、広報活動に関すること

(3) ベルマーク集計チーム

①ベルマークに関すること

(4) カーテン洗濯チーム

①カーテン洗濯に関すること

(5) 給食試食会チーム

①給食試食会に関すること

(6) 環境交通部

①児童の校外補導及び交通安全教育に関すること

②その他の会務運営に必要な事項

(特別委員会)

第15条 本会の運営に関し、特別な事項について必要があるときには、運営委員会の議決により特別委員会を設けることができます。

特別委員会の委員長は、運営委員会の構成員となります。

第5章 会 計

(会費)

第16条 本会の経費は、会費及びその他の収入をもってこれにあてます。

会員（教職員を除く）の会費は、3,000円とします。

臨時会費は、総会の議決を経て徴収することができます。

(予算)

第17条 本会の予算、決算は年次総会に報告し、承認を得て執行します。

予算の科目流用及び予備費より支出するときは、運営委員会の審議承認を得ることとします。

(会計年度及び会計監査)

第18条 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとします。

本会の会計監査は、前期と後期に監査をし、年次総会に報告しなければなりません。

第6章 雑 則

第19条 会員は、会計帳簿その他の書類について、いつでもこれを閲覧することができます。

第20条 PTA活動で必要となる個人情報の収集・利用・管理等の取扱い方法については、個人情報取扱規則に定めるものとします。

第21条 この会則の運用について必要な事項は、別に細則をもってこれを定めます。

第22条 学校及びPTAは役員の魅力向上につながる活動を提供することができます。

附 則

1. 本会会則は、昭和47年4月15日より施行する。

1. 本会会則は、昭和49年5月25日より施行する。

1. 本会会則は、昭和50年5月24日より施行する。

1. 本会会則は、昭和52年4月16日より施行する。

1. 本会会則は、昭和55年4月30日より施行する。

1. 本会会則は、昭和58年4月27日より施行する。

1. 本会会則は、昭和62年5月15日より施行する。
1. 本会会則は、昭和63年4月28日より施行する。
1. 本会会則は、平成3年5月9日より施行する。
1. 本会会則は、平成6年5月12日より施行する。
1. 本会会則は、平成10年5月15日より施行する。
1. 本会会則は、平成11年5月14日より施行する。
1. 本会会則は、平成12年5月19日より施行する。
1. 本会会則は、平成13年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、平成17年5月12日より施行する。
1. 本会会則は、平成18年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、平成19年5月10日より施行する。
1. 本会会則は、平成20年5月8日より施行する。
1. 本会会則は、平成22年5月7日より施行する。
1. 本会会則は、平成23年5月6日より施行する。
1. 本会会則は、平成26年5月9日より施行する。
1. 本会会則は、平成27年5月15日より施行する。
1. 本会会則は、平成30年5月11日より施行する。
1. 本会会則は、令和元年5月10日より施行する。
1. 本会会則は、令和5年5月18日より施行する。
1. 本会会則は、令和6年5月16日より施行する。
1. 本会会則は、令和7年1月20日より施行する。
1. 本会会則は、令和7年5月16日より施行する。

個人情報取扱規則

(目 的)

- 第1条 個人情報取扱規則（以下「本規則」という。）は、さいたま市立大砂土小学校PTA（以下、「PTA」という。）が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、PTA役員名簿及びその他の個人情報の取り扱いについて定めるものとする。

(責 務)

- 第2条 個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA活動において個人情報の保護に努めるものとする。

(管理者)

- 第3条 PTAにおける個人情報の管理者は、PTA副会長とし、PTA会長がこれを任命する。

(取得方法)

- 第4条 個人情報を取得するときは、あらかじめその個人情報の利用目的を決め、本人に明示する。なお、要配慮個人情報を取得する場合はあらかじめ本人の同意を得る。

(利 用)

- 第5条 取得した個人情報は、次の目的に利用する。
1. 会費集金、管理、PTA活動名簿作成、情報共有アプリ、その他の文書の配布
 2. 会員名簿、緊急連絡簿、委員会名簿、運営チーム名簿、環境交通部の活動に関する名簿の作成・運用
 3. PTA行事等の出席名簿、推薦委員会役員選出名簿

(利用目的による制限)

- 第6条 あらかじめ本人の同意を得ないで、第5条に規定する利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

(管 理)

- 第7条 個人情報は管理者または取扱者が保管し、適正に管理する。
不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄する。
個人情報の取り扱いはセキュリティ管理を厳密に実施する。

(第三者提供の制限)

- 第8条 個人情報は次にあげる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供してはならない。
1. 法令に基づく場合
 2. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

3. 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要がある場合
4. 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(情報開示等)

第9条 本人から個人情報の開示、利用停止、追加、削除を求められたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏洩時等の対応)

第10条 個人情報を漏洩等（紛失含む）したおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理者及びPTA会長に報告しなければならない。

(研修)

第11条 PTAはPTA役員及び個人情報取り扱いに携わる委員に対して、定期的に個人情報の取扱に関する留意事項について研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第12条 個人情報の取扱に関する苦情の適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

附 則

1. 本規則は、平成30年5月11日より施行する。
1. 本規則は、令和7年1月20日より施行する。
1. 本規則は、令和7年5月16日より施行する。

大砂土小学校PTA細則

地区の指定の細則

(地区の指定)

第1条 各地区を次の通り指定します。
本郷地区（本郷・コンフォール）
土呂地区（土呂一・土呂二）
宮原南地区（宮原南）
宮原北地区（宮原北）

推薦委員会の細則

第1条 会則第6条に基づく会長、副会長、書記、会計、会計監査（教職員を除く）の五役の候補者推薦は、毎年、推薦委員会を設けて決めます。

(推薦委員会の設置)

第2条 1. 推薦委員会は、五役及び五役経験者より若干名、教職員2名により構成します。
2. 正副委員長は、委員の互選により選出します。

(候補者の選出方法)

第3条 1. 推薦委員会発足後、推薦委員の定めた方法により、役員候補を募ります。
2. 推薦された役員候補の中から、委員が協議し役員の候補とします。
3. 本人の承諾を得て役員に内定します。
4. 推薦委員会の議決は、出席した委員の過半数により決定します。

慶弔に関する細則

第1条 大砂土小学校PTAの慶弔に関する細則を次の通り定めます。

1. 弔の部
児童 5,000円
会員（教職員を除く） 5,000円
2. 見舞いの部
児童が疾病で
1ヶ月以上休んだとき 5,000円

第2条 その他、不慮の災害、特別の事情のときには、運営委員会で審議処理するものとします。

第3条 慶弔に関する事項においての返礼はしないものとします。

感謝表彰に関する細則

- 第1条 規約第3条に定める諸目的達成に寄与し、またはこれに関する諸活動に貢献したものに對する表彰は、この細則によります。
- 第2条 表彰は次の通りとします。
1. 転退職する教職員に、感謝の意を表して記念品を贈呈します。
 2. 児童が卒業する際に祝意を表して記念品を贈呈します。
 3. 本校児童で善行があり校長の推薦があったとき。
 4. 表彰その他必要が生じた際は運営委員会で審議し、決定します。

旅費支給に関する細則

- 第1条 本会の会員が会長の指示によって、PTA活動の用務で学区外に出張するときは、この細則により旅費を支給することができます。
1. 交通費 実費支給
但し、鉄道の場合は実費として、100kmを超え特急を使用したときは、特急料金の支給ができます。
 2. 宿泊費 実費支給 但し1泊 7,000円を目安とします。
宿泊については、出張地に滞在した宿泊数によるものとします。

通信費に関する細則

- 第1条 通信費については下記基準により支給することができます。
1. 本会役員（教職員を除く）、環境交通部正副部長については、1,000円支給するものとします。
 2. 通信費の支給については、現金支給とします。

経理に関する細則

- 第1条 会計役員は、現金出納簿を備え、支出したときはその都度記載し、領収書を保存しなければなりません。
- 第2条 特別会計は次の通りとします。
1. 特別会計は環境整備、学校施設、整備及びPTA設備の充実をはかります。
 2. 特別会計の運用は運営委員会で決定します。
 3. 特別会計の決算報告は総会において行います。
 4. 特別会計の預金通帳と印鑑はPTA会計が保管します。
 5. 特別会計の会計年度は4月1日に始まり翌年3月31日に終わります。

サークル（同好会）活動に関する細則

- 第1条 会員有志によるサークル（同好会）活動について、会則第3条に定める会員の研修・親睦に関する事業として、この細則により定めます。
- 第2条 サークル（同好会）の認可は運営委員会での審査・決定によるものとします。
- 第3条 サークル（同好会）活動の経費については運営委員会の決定により受けられます。
- 第4条 運営委員会は定期的にサークル（同好会）活動について見直しを行い、その活性化に努めます。